

桑名本物力博覧会プログラムエントリー料に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桑名本物力博覧会プログラム提供規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項について定める。

(エントリー料の額)

第2条 エントリー料の額は、1プログラムあたり 10,000 円とする。

(エントリー料の納入)

第3条 エントリー料は、桑名ほんぱく公式ガイドブック掲載により納入するものとし、パートナーは、エントリー料の請求があった日から 30 日以内に、桑名ほんぱく事務局（以下「事務局」という。）が指定する口座へ振込みするものとする。

(エントリー料の免除)

第4条 事務局は、次の各号に掲げるものがパートナーもしくは案内人（以下「パートナー等」という。）になる場合のエントリー料については、第2条の規定にかかわらずエントリー料を免除するものとする。

- (1) 桑名エリアマネジメント株式会社
- (2) 桑名市役所
- (3) 地方公共団体
- (4) 広告掲載金額の合計が 40,000 円以上 150,000 円未満の広告主（1プログラムに限る）
- (5) 広告掲載金額の合計が 150,000 円以上の広告主（2プログラム以内又は2プログラム相当）

2 前項第4号及び第5号の支払いがあったとき、事務局はパートナー等にエントリー料免除決定通知書、又はエントリー料免除不承認決定通知書により通知するものとする。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。